

うるま市立与勝第二中学校いじめ防止基本方針

はじめに 【沖縄県いじめ防止基本方針より—最終改定平成30年6月14日—】

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本基本的な方針（以下「**県の基本方針**」という。）は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「**法**」という。）第12条の規定に基づき、国のいじめ基本方針を参酌し、沖縄県におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものです。

1 いじめの防止等における基本的な方針

(1) いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（以下省略）

【いじめ防止対策推進法】

(2) 基本理念

いじめは、すべての児童生徒に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、すべての児童生徒が学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがおこなわれなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

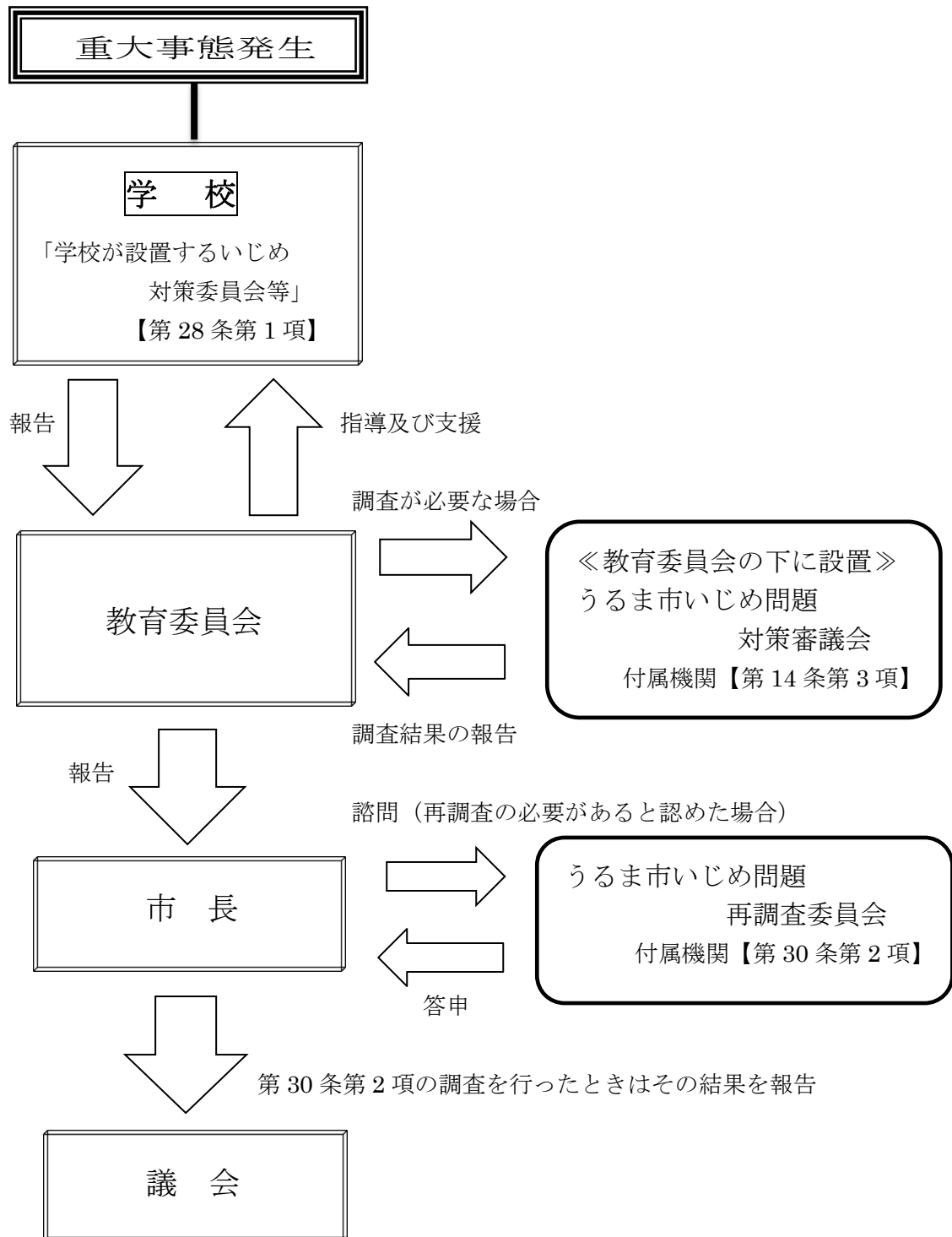
また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(3) いじめの防止等のための基本理念 【うるま市いじめ防止基本方針より】

- ①いじめは、全ての児童生徒に関係し、全ての学校で起こりうるものである。このことを十分に認識した上で、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、学ぶ機会を保障し、学校の内外を問わず、いじめが行われないようにすることを目指す。
- ②いじめは人権侵害であり、いじめは、卑怯で、人として絶対に許されない行為である。また、いじめを受けた児童生徒に心身に深刻な影響を及ぼす行為である。このことを踏まえ、児童生徒及び市民一人一人がいじめは絶対に許されないことを理解し、全ての児童生徒がいじめを行わず、全ての児童生徒、大人がいじめを認識しながら放置しないことを目指す。

③いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護する事が特に重要であることを認識し、市、市教育委員会、学校、家庭、地域社会その他の関係機関等の連携・協力の下、市民総がかりでいじめの根絶を目指す。

(4) うるま市重大事態発生に係る組織のイメージ図



2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、**何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすること**で、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

◎具体的ないじめの態様（例）

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤金品をたかられる
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ⑨性的いたづらをされる

(2) いじめの防止に向けた基本的な姿勢

いじめの問題は**子どもの人権に関わる深刻な問題**であり、大人社会の問題としての体罰や虐待、様々なハラスメント等、不満やストレスにとらわれて起こるという点で共通する。そのことを踏まえ、**人の身になって思う心、暴力を絶対に許さない強い意志、多様な他者を受け入れる寛容な態度**など、子どもの手本となるよう人権意識を高めていくことが真に大人に求められていることを自覚し、いじめ防止に取り組む。

いじめは、何より発生させない**未然防止が最も重要**である。根本的ないじめの問題克服のためには、「観衆」「傍観者」を含めた全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、**心の通う対人関係を構築できる社会性を**育み、いじめを生まない土壌をつくるために、**学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を強く自覚し、一体となって子どもたちの健全育成に取り組むことが重要**である。

教職員一人一人が責任を自覚し、学校における組織的な対応を可能とするような体制を整備するとともに、**子どもとの信頼関係の構築が必要**である。また、**校長のリーダーシップの下、家庭や地域社会との連携の中核**となり、いじめの問題の克服に向けた取組を推進しなければならない。

市教育委員会は、いじめ防止のために、市長部局や警察、児童相談所等関係機関との適切な連携を図るため、平素から、学校、市教育委員会、関係機関との情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築し、学校、家庭、地域社会を支援する取組を行わなければならない。

3 学校としてなすべきこと

全ての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、**児童生徒の自己有用感**が高められるよう努める。

- (1) 児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校いじめ防止基本方針の策定に際し、**児童生徒の意見を取り入れる**など、いじめの防止等について**児童生徒の主体的かつ積極的な参加**が確保できるよう留意する。(施策)
- (2) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画(学校いじめ防止プログラム等)の作成や実施に当たっては、**保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参加を図る**(施策)
- (3) 学校いじめ防止基本方針に基づき、学校いじめ対策組織を中核として、**校長の強力なリーダーシップの下、協力体制を確立**し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。
- (4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、**複数の教職員・心理、福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「組織」**を置くものとする(法第22条)
- (5) いじめが解消に至っていない段階では、**被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任**を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- (6) アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め、それを徹底するため、「**チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する**」などといったような具体的な取組を盛り込む。
- (7) 学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から**保護者、地域住民、関係機関等の参画**を得た学校いじめ防止基本方針になるようにする。
- (8) **発達障害を含む、障害のある児童生徒**がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の**障害の特性への理解**を深めるとともに、**個別の教育支援計画や個別の指導計画**を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、**専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援**を行う。
- (9) **LGBT**など性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、LGBT、性同一性障害や性的指向・性自認について、**教職員への正しい知識と理解の促進**や、**学校として必要な対応**について教養を深める。
- (10) いじめは**重大な人権侵害**に当たり、**被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残す**ものであり、決して許されないこと、いじめが**刑事罰の対象**となり得ること、**不法行為に該当し損害賠償責任が発生**し得ること等についても、**実例(裁判例等)**を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

4 教師としてなすべきこと

いじめに対する基本姿勢

「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと

「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと

「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもつこと

本校においてはこの3つの考え方を基本に、家庭・地域等との連携を図り、自校の課題を見出し、生徒の実態に応じた取組みを推進する。また、うるま市教育委員会や関係機関等と連携し、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を適切に行う。

- (1) いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたり

するなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり放置したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

- (2) 日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- (3) アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。
- (4) 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していくことが大切である。児童生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として、何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示するなどが考えられる。
- (5) 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- (6) 発達の段階に応じて、生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合う。

5 いじめに対する措置

- (1) いじめはどの子供にも起こりうるという実情を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。
- (2) 未然防止の基本は、児童生徒が、コミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- (3) 学校は児童生徒に対して、傍観者とならず信頼できる大人に相談するなどいじめを止めるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。
- (4) 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- (5) 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

6 いじめへの対処

- (1) いじめの発見・通報を受けたとき
 - ① いじめと疑われる行為を発見した場合、すぐにその行為を止める。
 - ② いじめられた生徒や、いじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
 - ③ 担任（職員）一人で抱え込むことなく、初期段階（いじめの認知）から迅速かつ適切に「いじめ防止委員会」を中核に組織的に取り組む。
 - ④ 速やかに関係生徒や多方面から情報を収集し、事実確認を明確にししながら、いじめの全体像を把握したうえで、事実確認に基づく具体的な対応方針を決定する。

- ⑤いじめたとされる生徒に対しては、適切な指導（相手の心情を理解した上での謝罪・今後の自分の行動など）をするとともに、背景を十分理解した上で支援を行う。
- ⑥校長が事実確認の結果を教育委員会に報告する。
- ⑦重大な暴力行為や金品強要等を伴う場合は、警察署に通報・相談する。

(2) いじめられた生徒又はその保護者への対応

- ①生徒や保護者に「最後まで守り抜くこと」や「秘密を守る」をはっきりと伝える。
- ②生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには気を付ける。
- ③事実確認による情報は、家庭訪問等で速やかに保護者に伝える。
- ④生徒にとって信頼できる友人や教職員、家族等と連携して支える。
- ⑤安心して学習に取り組むことができるよう、必要に応じて別室学習を提案する。
- ⑥状況に応じて、スクールカウンセラーや関係機関などの協力を得る。
- ⑦謝罪や事後の行動観察の結果、いじめが解消したと思われる場合でも、見守りは継続する。

(3) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ①生徒から事実関係の聴き取りを行う。
- ②いじめとして認知した場合、組織で速やかに対応し、謝罪の指導を行う。
- ③聴き取った内容を速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得る。
- ④保護者と連携した適切な対応ができるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ⑤組織として毅然とした指導を行い、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させる。
- ⑥生徒が抱える問題にも目を向け、いじめを繰り返さないよう継続的に指導・支援する。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ①知らなかった生徒や傍観していた生徒に対しても、自分の問題として捉えるように指導する。
- ②いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ③はやしたてたり、同調したりする行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ④教育活動全体を通して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しなければならないという態度を育む。

(5) ネット上のいじめへの対応

- ①不適切な書き込み等については、拡散を防ぐため、直ちに削除のための措置をとる。
- ②生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察署に通報し、適切な支援を求める。
- ③生徒が悩みを抱え込むことのないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談など、関係機関の取組を周知する。
- ④情報モラル教育の推進と保護者への啓発活動を行う。

7 いじめ発見のための取り組み

(1) アンケートの実施

- ①毎月1回を目安に、学校の実態に合わせて実施する。
- ②教育相談習慣に生かせるように実施する。
- ③保護者向けのアンケートの実施による生徒把握。

(2) 教育相談・面談の実施

- ①学期1回以上の定期的相談によるいじめの実態の把握に努める。

- ②教師と生徒の日常のコミュニケーションを大切にし、いじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ③気になる生徒の情報を全教職員で共通認識しておく。

8 いじめ防止等の対策のための学校組織

「生徒指導 教育相談 いじめ防止対策委員会」 以下『指導部会』

(1) 指導部会活動方針

- ①基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核を担う。
- ②いじめに関する相談・通報の窓口となる。
- ③いじめの疑いがある事案や生徒の問題行動などに関する情報収集と記録、共有化を図る。
- ④いじめの情報があつた際には速やかに会議を開き、情報の共有、関係生徒への事実関係の聴き取り、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応などが組織的に実施できるようにする。

(2) 指導部会の校内組織

- *教職員関係者…校長 教頭 生徒指導主任 学年生徒指導担当 教育相談担当 養護教諭
- *外部関係者…スクールカウンセラー（SC）
- *関係機関…教育委員会指導課 民生児童委員 うるま警察署少年課スクールサポーター
適応指導教室（さわやか学級 ふたば教育相談）

①毎週1回、課題のある生徒について、現状や指導についての情報交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

②『緊急いじめ防止対策委員会』

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、生徒指導主任、SCによる「緊急いじめ防止対策委員会」を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

③家庭や地域、関係機関と連携した組織…『生徒指導連絡協議会』

年間5回開催の中で情報共有を図り、関係機関と連携をとる。

9 その他の留意事項

いじめへの対応は、**校長を中心に全教職員が一致協力体制**を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校いじめ対策組織で情報を共有し、**組織的に対応**することが必要であり、いじめがあつた場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、**全ての教職員で共通理解**を図る。

いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、**適切に引き継いだり情報提供したりできる体制**をとる。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など**外部専門家等が参加**しながら対応することにより、実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。加えて、学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参加を図ることが考えられる。

10 いじめの判断が難しい事例（ただし、以下の内容はすべて「いじめ」と認知される）

- (1) 被害児童が数人から下着まで下げられてひどく傷ついたことを教育相談により把握した。いじめ等連絡会において報告しているが、単発的でありすでに解決済みの内容であったことから、いじめとして認知しなかった。
- (2) 体育の授業後、クラス内で被害生徒の服を取り上げて投げ合い、被害生徒に返さず、被害生徒が泣いているのを教科担任が発見した。被害生徒、加害生徒双方からの聞き取り及び被害生徒の保護者の意向をもとに、管理者、生徒指導主事等で協議し、一過性の嫌がらせと判断し、いじめとして認知しなかった。
- (3) 加害児童（上級生）から保冷材の中身を付けられることを被害児童からの訴えにより把握した。単発の事案であり、指導後の見守りが適切と判断しいじめとして認知しなかった。
- (4) 被害生徒の左の上履きがトイレの手洗いの下に画鋸とともに置かれていたことを発見した教員が担任に報告して把握した。现阶段では、単発に起こった事例であるため、生徒指導主事の段階で見守りが適切と判断しいじめとして認知しなかった。
- (5) 加害児童が同級生の被害児童の顔面を殴る等の暴力行為をしていることを教員が発見し、保健室に同行した。被害児童の保護者からいじめではないかとの訴えもあったが、①事案発生の要因が、被害児童が加害児童に対し、持ち物を盗まれたと疑ったこと、②被害児童が一方的に暴力を受けたのではないこと等から、けんかと判断し、いじめとして認知しなかった。
- (6) 被害生徒が悪口を言われ泣いていた事案について、いじめアンケートから担任が把握した。学校いじめ対策組織で検討した。小学校からお互い言っていたあだ名を言われたのが嫌で泣いていたので、言った生徒に相手が嫌なことを言わないことを約束させたうえ、被害生徒に謝罪させた。深刻な事案ではなかったため、いじめではないと判断した。
- (7) 他校出身の高校生である加害生徒が被害生徒を殴打しライターを押し当てた。加害生徒が他校出身の高校生であり、悪質かつ緊急の対応が必要と判断し、いじめではなく犯罪として対処した。
- (8) インターネット上で、誹謗中傷をおこなうとともに、被害生徒に対する卑猥な書き込みを拡散させたことを部活動指導の中で顧問が把握した。事案が悪質かつ緊急の対応が必要と判断し、いじめではなく犯罪として対処した。
- (9) 友人からバカとののしられたり、仲間外れにされたりした事案について、いじめアンケートに被害児童が記入して把握した。加害者に悪意はなく、軽微なものであったため、学校いじめ対策組織でいじめではないと判断した。
- (10) 学級活動中、加害児童が転倒した被害児童の顔面を紙製の制作物殴った。被害児童が「やめて」と訴えるが、加害児童が引き続き被害児童を強く押した事案を担任が発見した。上記事象をいじめにつながる事象と判断し、認知しなかった。
- (11) 被害児童の体育ズボンのポケットに画鋸が入っていたとの本人からの訴えにより把握した。全学級に、何気なく使っているものの中に危険なものがあること、使い方や持ち運びの約束を再度確認した。その後も上記事案について何も情報が得られないこと、被害児童に対して特に変わったことが起きなかった状況を踏まえ、いじめとして認知しなかった。
- (12) Bさんが算数の問題を一生懸命に考えていたところ、隣の席のAさんが解き方と答えを教えてあげた。Bさんはあと一息で正解にたどり着くところであり、答えを聞いたとたん泣き出ししてしまった。

- (13) 入学試験が近いことにもかかわらず、ゲームばかりしている B さんに A さんは、「こんなことでは希望している高等学校に合格できない。」とゲームをやめるよう繰り返し注意した。B さんは、何度も同じことを言われることが苦痛になっている。

1 1 いじめの早期発見・対応のための年間計画

1 学期		2 学期		3 学期	
期日	活動内容	期日	活動内容	期日	活動内容
4 月	<u>職員会議</u> *校内「生徒指導教育相談いじめ防止委員会」以下「指導部会」略について説明 <u>アンケートの実施①</u> <u>校内研修</u> *いじめ防止基本法についての説明 <u>指導部会</u> *生徒の実態把握 *全職員共有 *指導方針検討	8 月	<u>指導部会</u> *2 学期の取り組みについて確認	1 月	<u>指導部会</u> *3 学期の取り組みについて確認 <u>アンケートの実施⑨</u>
5 月	<u>アンケートの実施②</u> <u>教育相談週間</u>	9 月	<u>アンケートの実施⑤</u>	2 月	<u>職員会議</u> *進級・卒業指導報告(3 年生対象) <u>アンケートの実施⑩</u>
6 月	<u>道徳授業</u> *いじめに問題に関するテーマをもとに <u>アンケートの実施③</u>	10 月	<u>アンケートの実施⑥</u> <u>教育相談週間</u>	3 月	<u>アンケートの実施⑪</u> <u>職員会議</u> *進級・卒業指導報告(1・2 年生対象)
7 月	<u>三者面談</u> <u>アンケートの実施④</u>	11 月	<u>指導部</u> *進級・卒業に向けての指導開始 <u>アンケートの実施⑦</u>		<u>指導部会</u> *年間の取り組みについて総括・評価・見直し *次年度の計画立案
		12 月	<u>アンケートの実施⑧</u> <u>職員会議</u> *共通理解を図る <u>三者面談</u>		